措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約に基づき電気の供給を受ける場合を除く。）（次号において「インバランス供給量」という。）を加えた数量の電力の買入れに係る入札（以下この号において「買入入札」という。）並びにスポット市場において行われた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の同項第二号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量（次号において「インバランス買取量」という。）を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下この号において「売渡入札」という。）が当該スポット市場において行われたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格

ロ　［略］

［削る］

三　前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、一

イ　インバランス供給量がインバランス買取量を上回る場合において、インバランス料金算定係数が一を下回るとき

ロ　インバランス供給量がインバランス買取量を下回る場合において、インバランス料金算定係数が一を上回るとき

四・五　［略］

2　［略］

（変動額届出料金の算定）

第三十一条　［略］

2～5　［略］

ネ特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約に基づき電気の供給を受ける場合を除く。）を加えた数量の電力の買入れに係る入札（以下この号において「買入入札」という。）及びスポット市場において行われた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の同項第二号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下この号において「売渡入札」という。）が当該スポット市場において行われたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格

ロ　［略］

ハ　スポット市場において買入入札の価格が低いものから順に買入れが行われたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の百分の三が買い入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が低いものから順に売渡しが行われたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の百分の三が売り渡されることとなる価格を平均した価格

［新設］

三・四　［略］

2　［略］

（変動額届出料金の算定）

第三十一条　［略］

2～5　［略］

6　料金は、前項の規定により整理された三需要種別ごとの特定変動可変費と託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は第二十六条の三第六項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の三需要種別ごとの送配電関連需要種別原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費及び第二十六条の三第四項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により整理された特別変動可変費を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、次の各号に掲げる料金及び割引額を設定しなければならない。

一・二　［略］

8～11　［略］

12　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は第二十六条の三第十二項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の託送供給等約款で設定した料金及び託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の予測値により算定しなければならない。

6　料金は、前項の規定により整理された三需要種別ごとの特定変動可変費と託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は第二十六条の三第六項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際の三需要種別ごとの送配電関連需要種別原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費及び第二十六条の二第四項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により整理された特別変動可変費を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、次の各号に掲げる料金及び割引額を設定しなければならない。

一・二　［略］

8～11　［略］

12　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は第二十六条の二第十二項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の託送供給等約款で設定した料金及び託送供給等約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の予測値により算定しなければならない。